

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

ウイルス性肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多いため、感染した状態が放置され、重篤な病態を招くおそれの高い国内最大の感染症である。

また、B型、C型肝炎とも、ウイルスに感染された血液を通じて感染し、その経路は、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換等の誤った医療行為などによるものと指摘されている。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、既に、肝硬変や肝がんに進展した患者は、多くの困難に直面している。

このような中、国では、平成20年度から新たな肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」を実施しているが、法律の裏づけがない予算措置によるものであり実施主体である都道府県において施策の統一が図られていないのが実情であります。

適切なウイルス肝炎対策を、全国規模で推進するためには、肝炎対策に係わる基本法の制定が必要である。

よって、国においては、すべてのウイルス肝炎患者救済のため、下記事項について緊急に施策を講ずるよう強く要望する。

記

1、ウイルス肝炎対策を全国規模で等しく推進するために、肝炎対策基本法を早期に成立させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

様

開成町議会議長 井上宜久